

令和3年6月1日

ふれあいプラザ ご利用者 様

ふれあいプラザ指定管理者
(福)亀岡市社会福祉協議会

ふれあいプラザ利用に対する条件及び要請について

平素は、ふれあいプラザをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当施設は、新型コロナウイルス感染拡大への対策として、亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、利用者の皆様に下記条件の設定及び要請を致しますので、ご利用される際には順守していただきますように、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

1. 使用条件

- ① 使用責任者がすべての参加者に対して、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してください。
 - ・別紙、新型コロナウイルス感染対策チェックリストに従い、使用責任者が記入して利用後に提出して下さい。(当日記入をして、提出していただきます)
 - ・参加者の健康状態を把握して、体調の悪い方や発熱のある方は、参加を控えていただくように徹底してください。
 - ・入口等に消毒液を用意して、参加者に適宜、手洗いや手指消毒を行うように呼びかけて下さい。
 - ・参加者に咳エチケットを守り、マスクの着用での参加を呼びかけて下さい。
(ただし、熱中症等の対策が必要な場合等については、状況に応じて判断して下さい)
 - ・参加者同士が密集するような状況を避けてください。
※隣の人との座席1席分または1m程度の間隔を開けて下さい。
 - ・長時間使用する場合は、30分に1回程度を目安に、適宜休憩と換気の時間を設けて下さい。
- ② 使用責任者が、すべての参加者の名簿を作成して下さい。
 - ・個人情報に配慮しつつ、1ヶ月程度保管して下さい。
※亀岡市社協への提出は不要です。感染者が発生した場合、接触者を特定する目的で行政機関に提出を求められる場合がある為、作成していただきます。

2.要請事項

次の内容での利用は、開催の中止または延期を要請します。

- ① 参加者が濃厚接触するリスクがある利用内容
- ② 亀岡市外から不特定多数の人が来場する利用内容

3.各部屋利用定員

密集・密接・密閉のいわゆる「3つの密」を避ける為、利用施設の定員を従来のものの50%を上限で設定します。(下記の表のとおり)

4.期 間

令和3年6月1日以降、国や行政による対策緩和の判断があるまでの当面の間

ふれあいプラザ新型コロナウイルスの飛沫感染予防のための施設における収容人数

(令和3年6月1日以降、国や行政による対策緩和の判断があるまでの当面の間)

期間中の施設の定員数は、下表のとおりです。

太枠の人数を超えて利用することはできません。また、机・椅子の配置によっては、さらに少ない人数でのご利用をお願いする場合があります。
あらかじめご了承くださいませ。

施設名	面積	通常定員	期間中定員
世代間交流室	69.375	34	17